



平成20年9月1日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 稲永 忍様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会

委員長 千葉 雄二



地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成19年度における業務の実績に関する評価について（通知）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会において、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成19年度における業務の実績に関する評価を行いましたので通知します。

## 全　　体　　評　　価

### 総合評価

| 5段階評価 | 10段階評価 |
|-------|--------|
| 3     | 7      |

本年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していることから、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに人材育成等で特筆すべき事項が認められることから1段階評価を上げ、7とする。

### 総　評

(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)

技術支援は、計画通りの進捗であると判断した。機器利用の評価は企業ニーズも高く、数値目標の超過達成もあり計画以上と評価できる。研究開発の評価は計画通りの進捗である。「実践的人材育成」は企業や受講者の評価は高い。

以上、総合し計画通りの進捗と判断した。

今後、技術相談において、数値目標の達成度だけでなく、数値の内訳や実効性、他業務への影響度も考慮した自己評価の実施、あるいは、人材育成において、企業や受講者の評価だけでなく、その効果の確認も行っていくことを期待する。

(「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置」に対する評価)

法人理事長のリーダーシップの確立、職員評価制度や職員研修制度など体制整備は進展したといえることから、計画通りの進捗と判断した。

今後、体制整備による効果も検証していくことを期待する。

(「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)

中期目標に向けての組織体制が整った段階であり、計画通りの進捗と判断した。

(中小企業への技術支援に対する評価)

法人業務の中心である依頼試験や機器利用の量的増大、企業に対する課題解決や技術指導についてのアンケート結果や相談件数の増加等から、計画以上の進展と判断した。

今後、試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定において企業ニーズを積極的に取り込むことを期待する。

(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

総合的には、計画通りの進捗としているが、外部研究費の獲得による収入増大は評価できる。

今後も、外部研究費の獲得に努める一方、業務の質を低下させることなく経費を抑制していくことを期待する。また、外部研究費の獲得に当たっては、件数だけでなく、金額も含めて自己評価していくことを期待する。

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

法人の中期計画、年度計画は、中期目標の達成に向けて行われていくべきものである。これは技術支援を通じ県内企業を活性化させ、県民経済の増大を通じ広く県民に還元するものといえる。同時に評価もこの目標に沿って実施されるべきものであり、「地方独立行政法人法」においてもその趣旨が規定されている。

以上の視点から、本年度の評価の過程、結果から中期目標・中期計画達成に向けての課題等を指摘すれば以下のとおりである。

まず、新規企業の育成、優秀な人材確保、法人使命と研究開発能力の充実を、職員の意識改革や実効性ある研修制度・職員待遇、理事長リーダーシップの充実を通じ確保していくことが求められよう。

また、数値目標に代表されるニーズ対応と研究機関としての質的水準の両立、業務バランスの確保、各種体制整備による結果の確保、これらをベースに長期では固有の技術を持った企業育成等が求められているといえよう。

さらに、企業の評価、ニーズを把握（広範なアンケート・ヒヤリング）し、独自の研究開発能力を整え法人が質、量ともに充実したサービスを県民、企業に提供し、法人職員への的確な待遇を整え、組織を運営していくことが求められよう。

この他、評価委員会では、外部研究費の獲得や特許出願の目標件数をもう少し高め、より上を目指すべきとの意見が出されており、今後、目標件数の設定についての検討が求められよう。

なお、20年度評価は、初回評価である19年度評価のプロセス、評価結果を踏み台として、法人と評価委員会が協力し、中期目標の達成と評価体制充実にむけて努力していくことが重要である。